

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：南魚沼市

\* 「男女の給与の差異」は、各区分の男女別の給与(給料・各種手当、賞与等)の総額を基に算出しています。

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.2%
任期の定めのない常勤職員以外	85.4%
全職員	63.0%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.0%
本庁課長相当職	98.8%
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	94.5%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.7%
31～35年	94.1%
26～30年	96.6%
21～25年	85.5%
16～20年	87.2%
11～15年	87.4%
6～10年	86.0%
1～5年	90.8%

## 【説明欄】

### 【男性の給与に対する女性の給与の割合が100%を下回っている要因について】

①扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多いことから給与の差異にも表れています。扶養手当の受給者に占める男性の割合は80.7%、住居手当の受給者に占める男性の割合は64.7%です。

②任期の定めのない常勤職員以外の職員には、任期の定めのない常勤職員と比べて相対的に給与水準の低い会計年度任用職員が多く含まれており、また会計年度任用職員のうち女性比率が83.7%ときわめて高いことから、全職員の給与の差異を見た場合、それぞれで比較した場合に比べて差異が大きくなっています。

③育児休業により年度途中に無給期間のある女性が多いことから給与の差異にも表れています。

〔年間途中に育児休業期間がある女性職員数（勤続年数年数ごとの内訳）〕  
1～5年：8人、6～10年：15人、11～15年：9人、16～20年：1人

### 【その他】

①職種ごとの男女比率の偏りが大きい病院職員は対象に含めていません。

②2-(1)「本庁課長補佐相当職」欄について、該当者が存在しないため記載はありません。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。